決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部  　環境管理室 | 精密騒音計、音響校正器及び振動レベル計の修理に係る経費支出について、経費　　支出伺書（支出負担行為）の起案決裁の一部が、業務開始後に行われていた。  業務名称：精密騒音計、音響校正器及び振動レベル計の修理  １　作業履行日：令和７年１月10日（音響校正器）、同年１月23日（振動レベル計）、  　　　　　　　　　 同年３月６日（精密騒音計）  ２　経費支出伺書の起案日：令和７年１月16日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和７年２月13日  ４　支出負担行為額：98,010円 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  ３　電子契約システムにより経費支出伺書を作成（システムと財務会計連携　機能を用いる場合に限る。）する時期は、契約の締結後速やかに作成しなければならない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）